

郡山市公共事業評価委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、郡山市公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）の第8条の規定により設置される郡山市公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 郡山市（以下「市」という。）が作成した評価を実施する事業に係る資料及び評価の実施状況に関する報告に基づき、重点的に審議する事業を選定すること。
- (2) 前号により選定された事業に関する市の評価、対応方針等について審議を行い、市長に意見を具申すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員の聴取)

第6条 委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員会に市の職員、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は親族が利害関係を有する事業については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、未来創造課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営及び審議方法に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。